

入札公告

旧奈良勤労者いこいの村大和高原 嘱託登記業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告します。

令和8年2月17日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する事項等

- 1 業務名 旧奈良勤労者いこいの村大和高原 嘱託登記業務
- 2 業務場所 奈良県天理市山田町 他
- 3 業務概要 嘱託登記業務 一式
- 4 業務期間 令和8年4月1日（予定）～令和9年3月15日
- 5 予定価格 33,011円（消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。）
- 6 最低制限価格 19,806円（消費税及び地方消費税(計10%)を含みます。）
- 7 入札方法 郵便による入札
- 8 落札者の決定方法 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者について入札参加資格確認を行ったうえで落札者を決定します。詳細は入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

1 公共嘱託登記土地家屋調査士協会が単体で参加する場合

主たる事務所の所在地が奈良県内に存する公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」といいます。)であって、奈良県土地家屋調査士会の会員である土地家屋調査士3名以上の社員で構成されており、次に掲げる条件をすべて満たした公嘱協会で、かつ第3に定める入札参加申込書を提出し競争入札参加資格の確認を受けた公嘱協会のみが、この業務の入札に参加することができます。

ただし、公嘱協会が単体でこの業務の入札に参加する場合、入札に参加する公嘱協会の役員を構成員とする特定委託業務共同事業体(以下「共同事業体」といいます。)及び入札に参加する公嘱協会の役員が在籍している土地家屋調査士法人はこの業務の入札に参加できません。

また、公嘱協会が単独でこの業務の入札に参加する場合、その公嘱協会は共同事業体の構成員となることはできません。

1 登録業種	奈良県建設工事等競争入札参加資格のその他部門「土地家屋調査」に登録をしていること。
--------	---

2 事務所の所在地に関する条件	<p>次の①または②のいずれかに該当すること。</p> <p>① 奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿の事務所の登録所在地が奈良市、天理市、山添村、大和郡山市、生駒市、生駒郡であること。</p> <p>② 奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿の事務所の登録所在地が大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、北葛城郡、橿原市、桜井市、磯城郡、高市郡、宇陀市、宇陀郡、東吉野村、五條市、野迫川村、十津川村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村であって、3名以上の社員の土地家屋調査士登録の事務所所在地が奈良市、天理市、山添村、大和郡山市、生駒市、生駒郡であること。(②に該当する場合、事務所所在地が奈良市、天理市、山添村、大和郡山市、生駒市、生駒郡以外の社員をこの業務の配置技術者とすることはできません)</p>
3 この業務に配置する技術者に関する条件	公嘱協会の社員である土地家屋調査士の資格を有する者を少なくとも3名配置しなければなりません。
4 その他	その他入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

2 土地家屋調査士法人が単体で入札に参加する場合

土地家屋調査士法人にあっては、土地家屋調査士が3名以上在籍しており、次に掲げる条件をすべて満たした土地家屋調査士法人で、かつ第3に定める入札参加申込書を提出し競争入札参加資格の確認を受けた土地家屋調査士法人のみが、この業務の入札に参加することができます。

ただし、土地家屋調査士法人が単独でこの業務の入札に参加する場合、その土地家屋調査士法人は共同事業体の構成員となることはできません。

1 登録業種	奈良県建設工事等競争入札参加資格のその他部門「土地家屋調査」に登録をしていること。
2 事務所の所在地に関する条件	<p>次の①または②のいずれかに該当すること。</p> <p>① 奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿の事務所の登録所在地が奈良市、天理市、山添村、大和郡山市、生駒市、生駒郡であること。</p> <p>② 奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿の事務所の登録所在地が大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、北葛城郡、橿原市、桜井市、磯城郡、高市郡、宇陀市、宇陀郡、東吉野村、五條市、野迫川</p>

	村、十津川村、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村であって、3名以上の社員の土地家屋調査士登録の事務所所在地が奈良市、天理市、山添村、大和郡山市、生駒市、生駒郡であること。(②に該当する場合、事務所所在地が奈良市、天理市、山添村、大和郡山市、生駒市、生駒郡以外の社員をこの業務の配置技術者とすることはできません)
3 この業務に配置する技術者に関する条件	土地家屋調査士法人に在籍する土地家屋調査士の資格を有する者を少なくとも3名配置しなければなりません。
4 その他	その他入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

3 共同事業体として入札に参加する場合

奈良県建設工事等競争入札参加資格のその他部門「土地家屋調査」に登録を有する事業者3者（形態によっては2者）で構成される共同事業体であって、次の条件をすべて満たした者で、かつ第3に定める入札参加申込書を提出し競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務の入札に参加することができます。

ただし、共同事業体を構成する事業者（以下「共同事業体構成員」といいます。）としてこの業務の入札に参加する場合は、2以上の共同事業体構成員として、この業務の入札に参加することはできません。

また、公嘱協会が共同事業体構成員としてこの業務の入札に参加する場合、入札に参加する公嘱協会の役員を構成員とする共同事業体及び入札に参加する公嘱協会の役員が在籍している土地家屋調査士法人は、この業務の入札に参加することはできません。

1 登録業種	すべての共同事業体構成員が、奈良県建設工事等競争入札参加資格のその他部門「土地家屋調査」に登録をしていること。
2 事務所の所在地に関する条件	共同事業体構成員すべての奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿の事務所の登録所在地が奈良市、天理市、山添村、大和郡山市、生駒市、生駒郡であること。
3 出資比率	いずれも20%以上（共同事業体構成員が2者の場合、この業務に配置する土地家屋調査士が2名の公嘱協会または土地家屋調査士法人にあっては出資比率は40%以上）であり、かつ共同事業体の代表者の出資比率は、共同事業体構成員中最大又は最大と同比率でなければなりません。
4 この業務に配置する技	① 共同事業体構成員に在籍する土地家屋調査士の資格を有する者を少なくとも3名配置しなければなりません。

術者に関する条件	② 2以上の共同事業体の配置予定技術者としてこの業務の入札に参加することはできません。 ③ この業務に従事する配置予定技術者は、土地家屋調査士登録の事務所所在地が奈良市、天理市、山添村、大和郡山市、生駒市、生駒郡であること。
5 その他	その他入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
入札説明書の交付 ※奈良県産業部人材・雇用政策課ホームページからダウンロードしてください。	令和8年2月17日（火） ～ 令和8年3月19日（木）	ホームページアドレス https://www.pref.nara.jp/32514.htm
仕様書等の電子閲覧 ※奈良県産業部人材・雇用政策課ホームページからダウンロードしてください。	令和8年2月17日（火） ～ 令和8年3月19日（木）	ホームページアドレス https://www.pref.nara.jp/32514.htm
※なお、電子閲覧において不鮮明な箇所がある場合は、次の日時、場所において、仕様書等を紙閲覧により確認することができます。 令和8年2月24日（火）午前9時～午後5時 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県産業部人材・雇用政策課（奈良県庁本庁舎6階）		
入札に付する業務の範囲に関する図面類の閲覧	令和8年2月24日（火） 午前9時～午後5時	奈良県産業部人材・雇用政策課 働き方改革推進係（奈良県庁本庁舎6階）
仕様書等に関する質問 ※書面の持参に限ります。	令和8年2月24日（火） 午後4時まで	提出先 奈良県産業部人材・雇用政策課 働き方改革推進係（奈良県庁本庁舎6階）
質問に対する回答 ※奈良県ホームページに掲載します。	令和8年3月3日（火） （予定）	ホームページアドレス https://www.pref.nara.jp/32514.htm
入札参加申込書（様式S0）の提出	令和8年3月4日（水） 午後4時まで	提出期限までに奈良県産業部人材・雇用政策課働き方改革推進係に持参

		又は郵送により提出してください。 郵送先 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県産業部人材・雇用政策課 働き方改革推進係（奈良県庁本庁舎 6階） 電話：0742-27-8828
入札参加申込書の適 否の通知	令和8年3月5日（木） （予定）	電子メールにより通知します。
入札書の提出 ※二重封筒とし、表封 筒に<開札日>、<業 務名>及び「入札書在 中」を朱書きするとと もに、中封筒に入札書 を入れ、封印等の処理 をしてください。	令和8年2月17日（火） ～ 令和8年3月13日（金） の午後4時まで（期限まで に到達したもののみ有効） 書留郵便に限ります。	郵送先 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県産業部人材・雇用政策課 働き方改革推進係（奈良県庁本庁舎 6階） 電話：0742-27-8828
開札 （落札候補者となる べき同評価値の入札 者が2人以上ある場 合、「くじ」を実施予 定。）	令和8年3月17日（火） 午前10時30分	開札場所 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎1階 入札室（西南 角） 電話：0742-27-8828
競争入札参加資格確 認申請書等の提出 （第4に該当する者 のみ） ※書面の持参に限り ます。	令和8年3月19日（木） の午後4時まで	提出先 〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地 奈良県産業部人材・雇用政策課 働き方改革推進係（奈良県庁本庁舎 6階） 電話：0742-27-8828

上記の期間は、奈良県の休日定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）及び正午から午後1時までを除きます。

第4 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書の6に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第5 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は、1回とします。

2 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。

契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

3 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札若しくは競争入札参加資格確認申請書等で要求する資料等に虚偽の記載をした者が行った入札は無効又は失格とします。

4 契約の不締結

（1）落札（候補）者が契約の締結までに競争入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

（2）落札者が契約締結までに5の要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しません。

5 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

- ① 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時不動産登記等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ⑤ 上記③及び④に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- ⑧ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

6 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- ② 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

7 手続における交渉の有無
無し

8 この業務に直接関連する他の業務委託の契約をこの業務委託の契約相手方と随意契約により締結する予定の有無
大規模な地図の訂正等が生じた場合に限り、随意契約を行うことができるものとします。
なお、随意契約により、契約を締結をするかの判断は発注者が行うものとし、契約単価は該当作業の単積算単価に本業務の落札率を乗じた単価での契約とします。

9 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等
〒630-8501
奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県産業部 人材・雇用政策課 働き方改革推進係
電 話 0742-27-8828

10 関連情報を入手する照会窓口
9に同じ

12 その他

(1) 詳細は、入札説明書によります。

(2) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。

(3) 本契約の締結にあたっては、令和8年度予算成立を条件とし、成立しない場合は、本入札は無効とします。また、この入札は、令和8年度予算成立を前提に準備手続きとして行うものです。